

委員会提出議案第1号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年10月16日

総務財政委員会委員長 浅井 くにお

杉並区議会議長 井口 かつ子 様

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長期に及ぶコロナ禍の影響により、区内の事業者は、規模や業種を問わず収益の悪化などに見舞われ、未だに事業存続の危機に直面している。以前より小規模事業者を取り巻く環境は、雇用不安の拡大や後継者不足など様々な問題を抱え、コロナ禍前にもまして、厳しく深刻な状況にある。また、小規模事業者のみならず多くの区民は、諸物価の高騰などにより負担が増している。

こうした状況のもと、昭和63年度に創設された「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設された「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設された「商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」については、多くの小規模事業者のみならず区民が適用を受けている。

都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることになると、小規模事業者の経営や生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、杉並区議会は、東京都に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和6年度以降も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和6年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和6年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年10月16日

杉並区議会議長名

東京都知事 宛